

栃木県警察捜査技能伝承官運用要領の制定について

(平成21年4月1日)

(栃刑総第8号ほか)

捜査経験豊富で捜査のプロたる技能を有する退職警察官を捜査技能伝承官として再雇用して警察署に配置し、その運用要領について定めたものである。